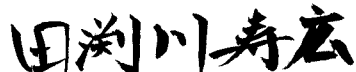


中種子町町営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 9 日

中種子町長 

中種子町条例第 14 号

中種子町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

中種子町町営住宅管理条例（平成 9 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第21条に次のただし書きを加える。「ただし、第 4 号に掲げる費用のうち、町営住宅建替事業により除却すべき町営住宅の除却前の最終の入居者が当該町営住宅建替事業の施行に伴い住居を移転した場合又は不良住宅となった町営住宅の入居者が当該町営住宅の撤去に伴い住居を移転した場合において、町長がその者に負担させることが適当でないと認める費用については、この限りでない。」

第21条第 1 号中「使用料」の次に「（共用部分に係るものを含む）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 町長は、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため必要と認められるものを共益費として入居者から徴収し、負担することができる。
- 3 第17 条の規定は、共益費の徴収及び納付について準用する。

第40 条第 1 項第 5 号中「第22 条」を「第21 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。